

令和 6 年度 第二回小田原市海面の利用調整に関する懇談会 議事録

日 時 令和 6 年 10 月 4 日（金）10:00～12:30

場 所 小田原市公設水産地方卸売市場 2 階 会議室

出席者 別紙出席者一覧のとおり

※その他、参考人として早川海岸におけるカヤック利用者が 1 名参加した。

（欠席 久保田氏、糸井氏、吉野氏、相澤氏、片野氏）

【議 事】

議 題

（1）令和 6 年度 懇談会の内容の振り返り

資料 1「第一回懇談会の振り返り」により事務局（山田主任）から説明の後、質疑・意見等の確認が行われ、特に質疑・意見等は無かった。

（2）啓発事項（案）・啓発方法に関する意見交換

事務局

前回の懇談会で、一旦は事務局案で啓発するということになったが、懇談会後の通知にも記載の通り、懸念が挙げられたことや利用者の声もあったことから、ホームページ上に掲載した啓発案は「暗い時間に海に出るのはやめる」といったような基本的な事項のみとした。

今回第 2 案として作成したものが資料の 2-2 であり、変更点は次の 2 点。

まず走行注意エリアの範囲を小田原漁港本港の出入り口付近の、最も出入りの激しいエリアに限定したこと。

2 点目がダイビングエリアを走行禁止としたこと。

以上が看板素案についての説明。

続いて、前回意見の上がった、ルール・マナーを理解している人が身につける共通のマークについて、懇談会参加者から意見をいただきながら検討したもので、認識旗の上に長さ 50cm 程度の黄色のリボンをつけてはどうか、また、旗を 2 m 以上に出すことを推奨とする。

続いて現在既に啓発している内容について整理。

まず、市ホームページに懇談会のページを開設し、暗いうちは海に出ないといった基本的な啓発事項のほか、定置や刺網の構造や仕組み、なぜ釣り具が引っ掛かってしまうのかについて記載し公開した。

その他として、ホームページを作成し議事録を掲載したことにより、小田原の海面を利用する SUP の釣り人が、Youtube 上で啓発をしている事例があったので、紹介する。

（動画を流す）

現時点で啓発している内容は以上となる。

続いて、これまで懇談会で上がった啓発方法についての案の確認をする。

まず1つ目が看板やチラシでの啓発。

2点目が仲間内での周知をした方が効果的ではないかといったこと。

3点目は、走行エリア等についてはWebのマップ上に示すことで利用者が確認できるようにしてはどうか、といったもの。

またルールやマナーをどう浸透させていくかが課題、看板やチラシによる現場における仲間内での周知といった地道に行っていく活動と、インターネットを利用した周知活動の2パターンで実施していく。

まずは今回ご出席の海上保安庁、神奈川県ホームページなどに本懇談会のリンクページの作成を依頼した。

なお、前回意見のあがった、Webのマップ上に制限エリアを示すといった点について、サンプルページを作成したので、参考資料2-4のQRコードから参照いただきたい。

(モニターに地図を映す)

前のモニター上にもサンプルを映しているが、今素案として上がっているものをGoogleのマップ上に示したのになっており、スマートフォンで見ると自身のいる位置が表示される。この内容は定置網の位置等も正確なものでは無いため、これはイメージを掴むものである。

以上で議題2に関する説明を終わる。

事務局

議論をする上で早川海岸の利用者である参考人に、早川海岸におけるSUPやカヤックの利用状況の現状や、利用者の仲間同士でのマナー周知などの現状を説明後、看板素案2案についての議論してほしい。

海洋性レクリエーション関係者

自己紹介をさせていただきたい。小田原で週1回から2回ぐらいカヤックで海に出させていただいて、釣りをしている。現地（海岸）で会ったカヤックやSUPの人や知人を集めて、65人程のLINEグループを作った。

今の啓発案については、釣りをする側からすると制限エリア設定の理由が明確になっていない。1番釣れる場所50m、60mのところは（早朝に）ほとんど釣りができなくなる印象である。ルールは作ったけど誰も守らない状況になり得ることを危惧している。

小田原漁港の辺りは船の往来が多くて、SUP、カヤックの釣り人も多い場所。必然的に事故も増えるので、この地区をまずなんとかしなければいけない。

小田原の海はすごく急峻な浜辺で、波打ち際の波が高くなるので、SUP等を出せるところに限られる。早川は消波ブロックがあるので出しやすので人が集まる。酒匂等にも消波ブロックを置く等し、SUP等を出しやすい場所を増やすことで「棲み分け」することで、海

面の利用が分散されるだけでなく、小田原市の魅力の1つとしても伝えられるのではない
か。

事務局

それでは啓発の内容と啓発の方法等について意見交換をお願いします。

漁業者

定置網の保護区域については法的根拠がある。

海岸線沿いにブイを入れてそこから刺網を張るが、網に釣り具を引っかける、浮いている
ブイに掴まって釣りをするなど、こちらとしては困っている。

事故が起きると我々に対しての締め付けが厳しくなる。事故の起きるようなことを見て
見ぬふりしていると後々大変なことになることを分かってほしい。

事務局

事故を起こさないためこういったルール・マナーを守る必要があるのかというのが懇談
会の主旨である。今回の啓発案において守るべきラインの意見を含め議論してほしい。

漁業者

ダイビングエリア内は通れない、釣りしないというのは当たり前のことで、西側のダイビ
ングのエントリー場所に SUP、カヤック中には足こぎのプロペラがついているものがあり
非常に危ない。棲み分けをしないと事故が起こる。

事務局

前回の懇談会での意見を反映させ、ダイビングのエントリー場所も走行禁止を意味する
赤にした。

海洋性レクリエーション関係者

ダイビングエリアがモニターのマップ上で言えば、もっと沖合まで赤色が張り出す形に
なる。

事務局

船で GPS ポイントを記録するなど、作図方法を検討する。

海洋性レクリエーション関係者

ダイバーは、足がつかないところで何かにぶつかったり叩かれたりしたら、呼吸機やマス

クが外れて簡単に溺れてしまう。人命に関わることなので、漁業者の方も進入しないよう協力頂いている。

海洋性レクリエーション関係者

「SUP・カヤックはここから」「こちら側はダイビング」とはっきり示した方が理解されやすい。

漁業者

海岸から 50m はよく釣れるというが、漁業者も網かけている場所で漁業者が獲る予定の魚を釣って欲しくないのが本音。

また、漁業者は資源の保護もしている。魚種毎に何月から何月までは獲れないなど規定がある。我々が放流した魚を釣られるのは、あまり気持ち良いものではない。

安全のためや迷惑をかけないようにと考えてくれるというのは非常にありがたいが、対等に話をされると困る。

海洋性レクリエーション関係者

漁業者の方に反論するわけでは無いため、冷静に聞いてほしい。漁業者は毎日海に出るから自分たちのものという意識が強いが、レジャーの人間は週末だけとか休みの日だけ海に出る。

少し大目に見てほしいという気持ちがある。漁業法は 50 年も前に作られたもので、世の中が変わってきている面もある。今レジャーの意識もすごく高くなってきて、週 1 回しか来られない海に対して、排除するような考え方を押し付けられても正直困る。

事故が起きずに共存できるよういい方向に持っていく。そういう意味で、漁業者とレジャーが同じ場に顔を出して会議ができるということ自体、この会議は画期的だと思っている。漁業者の方が言う気持ちも本当よくわかるが、もう少しレジャーのことも考えていただけるとありがたい。

漁業者

先ほどの消波ブロックの話もそうだが、その歴史とか今までなぜこうしたのか、何の目的でこういう風になったか考えるべき。正直言うとレジャーは目的外利用であり、対等に話をしてくださいと言われても困る。

海洋性レクリエーション関係者

設置した時の目的から変わってきていることもあるのではないかな。

漁業者

先ほどの「大目に見てほしい」という言い方、非常にありがたい言葉だが、昔は（レジャーの）数が少なかったから大目に見ることができた。漁業がどんどん衰退し、魚が取れなくなって魚価が下がりお金にならないことを聞いたことがあると思う。スムーズに儲かり、いっぱい魚がいて、どこで網をかけても取れる時だったら、それほど言わない。

言い方は悪いが我々の邪魔をしないでくださいと言いたい。

事務局

早川地区の漁業区域は、小田原漁港の前ぐらいから石橋インターの北側ぐらいのかなり狭いエリア。ここに 3 人の漁業者が何個も網を入れている。そこにレジャーの方も来て網にルアーなどを引っ掛かる事で困っているのはよく分かるが、全部禁止というのもなかなか難しいと感じる。

この懇談会は、網に仕掛けをかけないような啓発や衝突を防ぐ方法について、見出せるよう前向きに検討するために開いている。

漁業者

事故を防ぐことが最も重要。私は小田原地区の漁業者である。小田原地区もちろん SUP 等で危険な行為や刺網等に仕掛けがかかっていることもある。この地区は港の入口なので、航路が狭い。そこに SUP 等の、我々からすれば障害物があれば、事故等の確率が高くなる。漁船と SUP 等が当たれば小さい方の人が怪我、悪くて人命が失われるということになる。ここの区域（漁港周辺）だけはそういう障害物となるものに、なるべくいてほしくない。どこの地区でも暗いうちには海に出て欲しくない。障害物が見えない。それでもぶつかれば見張り不十分でこちらが悪くなってしまう。私は SUP 等で釣りをやるなというようなことは言わないが、ここの区域だけは航路が狭くなるからやって欲しくない。これはお願いしたい。

漁業者

日中なら見つけられても暗いうちにいと難しい。危険な時間帯は当然あるが、そうでない時間に走っている分には問題ない。

個人的に一番問題だと感じているのは、定置網は当然だが、刺網や蛸壺が入っている漁業の妨害をされている。それだけは避けて欲しい、うまくすり合わせしようと 1 年半かけて検討してきて結局またこの問題に戻ってきている。漁業者が困っていることを理解してほしい。

漁業者

本音を言えば漁業者からすると原則としてレジャーに対しては反対。ただレジャーの人にもそれなりの考えがあって、トラブルをどう回避しましょうか、という会議。

この会議は何回も言うようだが、事故の確率が高いから、ここではやらないでください、

それを承知してくれませんか、という場だと思って出席している。

そのことを理解してくれれば、他の地区に行ってもここにブイがあったら網があるのでやめておこう、というような人が1人でも2人でも出てきてくれれば、網に引っかかる行為が少しでも緩和される。そうなればいいなと私は思っている。

行政関係者

資料2の地図の中の「走行禁止」を「走行」ではなく「進入」ではダメなのか。停泊しているだけだと、釣りも流しながらやっているだけだ、と捉える人もいるのではないか。

海洋性レクリエーション関係者

SUP に関しては常に流されながら釣りをするので難しい。私は刺し網の入っているところでは絶対に釣りはしない。SUP は簡単に始められるということもあり、やる人が爆発的に増えている。今後その人たちがどんどん押し寄せて来ることがわかっているからこそ、1番良い方策をみんなで考えようという会議だと思っている。どちらかが一方的に決めたルールだと守らないのが一番良くないので、皆で方向性を決められれば、理解を得やすくなるのではないか。

事務局

資料2-1や2-2の「走行禁止」、「走行注意」エリアという表現を、「進入禁止」といった表現に変える案が出た。表現について「進入禁止」、「進入注意」エリアで良いのか、また、エリアの区分けについて2-1、2-2のどちらがいいのか、具体的な案があればご意見ほしい。

海洋性レクリエーション関係者

赤の走行禁止エリアは刺網が入っていることもあるので赤になっているということか。

事務局

以前の懇談会で事務局から説明したが、特に港の出入り口というのは港への船の入り方や避け方が港則法で決まっている。港付近に浮かんでいる SUP 等が多いと港則法に従った動作が取れなくなる可能性があるため、赤の走行（進入）禁止エリアを設定した。

漁業者

刺網についても共同漁業権と呼ばれる法律で定められた範囲内で、岸から沖合800mとか1000mの範囲でしか操業できない縛りの中でやっているの、それを邪魔しないで欲しい。

事務局

走行（進入）禁止エリア、赤のエリアについて質問があったが、現在の範囲で問題が無い

か。意見がほしい。

海洋性レクリエーション関係者

ダイビングのエリアは広げて示すということでよいか。

事務局

実際の場所を GPS 等で確認して、それを地図に落とし込みたいと思う。

行政関係者

SUP、カヤックの出る場所は明示するのか。

事務局

そこは今一度整理したい。先ほど消波ブロックの切れ目から SUP・カヤック等出ればダイビングとバッティングしないという意見があったが、具体的に出る場所を記載するか。

海洋性レクリエーション関係者

ダイビング事業者としては是非記載いただきたい。

行政関係者

指導する立場としても、漁業者等の了解を得られるのであれば、「消波ブロックの切れ目のところから SUP はお願いします」と書いた方が分かりやすい。

事務局

前回、消波ブロックの切れ目から出た場合、天候が急変した場合危ないという話もでたが、それを踏まえての記載はどうするのか。

海洋性レクリエーション関係者

我々は独自ルールを作っていて、ダイビングのエントリー場所からは出ない、戻らないというのは徹底しているはずだが、それでも知らない人はそちらから戻ってきてしまう。海象が急に悪くなった時は、ダイビングショップの方とは、大きく合図をして戻ってくるから許してください、という話にはなっている。できれば今カヤック・SUP の出入口としようとしている場所を少し出やすく、入りやすくしてくれると事故は少なくなる。

小田原市と話をした際に、消波ブロックの内側を少し掘り、水深を深くすることで波が崩れる所を避けて戻ってくることができる、という話が出た。今工事用の重機も入っているようで、検討の余地があるという話はあった。

事務局

干潮の時間に見たが、干潮になると消波ブロックの頭だけ見えるものもあり、掘ると埋もれていた消波ブロックが出てくる。管理者の神奈川県が懸念していたように、掘ることで積み上げた消波ブロックが全体的に崩れる恐れもあり、本来の設置目的の防災上の懸念があると感じた。工事は神奈川県が管轄になり、理由が立たないと対応してもらう事が難しい。

基本的には、天候が悪い日には出ない、予報をしっかりと確認してから出る、というのが基本になる。そこが守られていれば、消波ブロックの切れ目から戻ってくることもそれ程支障は出ないのではないかな。

漁業者

港の中は県が管轄だと思うが、緊急時に港に逃げるわけにいかないのか。

事務局

生きるか死ぬかの時に漁港に戻ってくる事についてダメとは言えないだろうが、漁港に戻ってきて、とも書けない。

行政関係者

それはもう人命に関わることなので、ルール云々の次元ではない。

海洋性レクリエーション関係者

減多にそういった事は無いと思うが、緊急時に戻れるところがあればありがたい。

漁業者

例えば県でも市でも、看板を立てて SUP はこちらから、と記載して事故があった場合に責任問題にならないのか。

事務局

初回の会議でもお伝えしたとおり、あくまで守って欲しい、ルール・マナー的な位置付けで法的な拘束力はない。事故防止のためにみんなで守りましょう、というような位置付けでしかない。

漁業者

その看板は誰が立てるのか。

事務局

市で予算取りはするが、意見は懇談会で取りまとめたという位置づけになる。

漁業者

看板は市で立てた、それに従ってケガした場合の責任はどうなるのか。責任が取れないなら看板は立てられないということになる。

行政関係者

ここから「出なさい」ではなく「出ましょう」という表現で、出るところを推奨しているだけなので、責任問題というところにはならない。

事務局

「こちらから出ましょう」といった書き方でいかがか。

漁業者

「こちらからは出るのはやめましょう」といった記載も必要。

事務局

進入禁止の赤いエリアに話を少し戻すが、エリアの範囲が案のとおりで良いのか、「進入禁止」というような表現でいいのか、2点について確認したい。

行政関係者

「そこに船の往来が多いから、衝突の危険があるから進入禁止」という一文があった方がレジャーの人たちも、「危ないから入ってはいけない」という意識になってくると思う。

事務局

看板という性質上、文字数が多いと読まないといった意見があり、詳しい情報はQRコードから見てもらう形式にしてある。懇談会のホームページにはどういう理由で進入禁止なのか詳しい情報が見られる。

漁業者

なぜここ行ってはいけないか、QRコードから調べる人が果たしているのか、というのが疑問。

漁業者

全部に説明をつける必要は無いが、一番強い進入禁止の表現については、理由を書いた方が理解を得られるのではないか。

事務局

簡素な言葉、例えば「漁港の出入り口のため」「事故防止のため」といった表現で良いか。

海洋性レクリエーション関係者

「船の出入りが多く危険です」とか。

漁業者

あくまでも出して良い前提で話をしているが、網への被害を低減する方法を先に考えてもらいたい。困っていることよりも出る場所を考えるのは違うのではないか。

事務局

そのために、ホームページ等で刺網の構造や定置網の構造を載せて、なぜ釣り具が引っかかるのか、啓発している。ホームページで、実際に刺網漁をしている様子や定置網漁の様子を載せており、仕組みや構造の理解を深めることで多少でもトラブルを減らせたい。

もう一度赤いエリア（走行（進入）禁止エリア）の表現の話に戻すが、理由が書いてないと分かりづらいのではないかという話があった。

例えば前回の懇談会のチラシ案では「事故防止のため」といった表現が記載していたが、その表現でいかがか。

海洋性レクリエーション関係者

危険だからという書き方であれば良い。

事務局

範囲に関しても案のとおりでよいか。

（異議なし）

では、進入禁止エリア、赤のエリアは案のとおり。

次は、黄色の走行注意エリアについて議論できれば。1案2案（資料2-1、2-2）、それぞれ範囲が違うが、何か意見があるか。

漁業者

（範囲の話ではないが）ブイより沖で釣りをしないでもらいたい。大抵はブイを打ったところから沖に向かって海岸線と垂直に網をかける。だからブイより沖でやられると流されると網が入っているから引っかかってしまう。ブイより陸だと網は入っていない。釣りをしているよと気持ち的には言いたくないが、ブイより陸側でやれば引っかからないと思う。

海洋性レクリエーション関係者

今言われているのは、刺網の両側のブイの話か。

漁業者

早川ではブイを両側にはついていない、片側だけ。深いからロープが長くなりすぎるのでブイを付けられない。

漁業者

エビ網は浅いので両方つけてやる。

海洋性レクリエーション関係者

そういった情報を教えていただけると、グループの中でも共有できるし、SNS でも発信できるので、すごく効果的な方法だと思う。

漁業者

漁法や漁場を知られるのも嫌ではある。

海洋性レクリエーション関係者

ブイのあるところの近くでやらないというのは大原則だと思うので、こうするとトラブルが（減る）といった情報が欲しい。漁師側から見て何メートル離れてくれという、目安があれば教えてほしい。

漁業者

網自体を真沖に向かって打つ。その時の潮によって真下にあるとは限らないし、基本まっすぐ浮いてない。だからこの浮きから何メートルどっちこっちという言い方は恐らく出来ない。

海洋性レクリエーション関係者

刺網の延長としてはどのぐらいになるのか。

漁業者

最大 200m から 250m くらい。

海洋性レクリエーション関係者

ではブイを中心に円で 250m 以上離れる事で防げるという事か。

漁業者

半円や扇形ということになる。

海洋性レクリエーション関係者

そういう考えだったら引っかかりからないということで良いか。

漁業者

早川地区はこれだけ狭い場所に漁業者も競合している。その半円を描いていくとほとんどの場所が重なることになる。漁業者の網は推進何メートルくらいの場所まで入っていることがあるからそれより沖の深いとこでやれば引っかかりからないという風な言い方はできが、その時々に入っている場所も違うのに、ここからここまでの何mくらいのところ、といった無責任なことは言えない。

漁業者

一番簡単な事はブイより陸側でやってということ。

事務局

ブイが一個の場合があるというのは知らなかった。具体的な数字は書けないかもしれないが、先ほど話が出た 250m の半円を意識して遊ぶことや、網の仕組みについてもホームページで追記したら良いのではないかと感じた。

先ほどの黄色の走行注意エリアの話に戻すが、この範囲についての意見がほしい。

漁業者

暗くなってからと日が明るくなるまでは走るなよ、ということか。

事務局

そうである。その他の理由としては小田原漁港の釣り船が6時集合で、出船していく船が多く、6時過ぎぐらいの時間帯が最も往来の激しい時間ということが言える。酒匂方面に行く船は港の出口から真っすぐ行き、真鶴方面に行く船はこの図で言うとは下方向に走って行く船が多いということで、第1案では黄色のエリアを幅広に取っている。一方で資料2-2の第二案は、黄色のエリアがもう少し狭く、SUP、カヤックが7時前の朝の時間帯も進入できる場所が多くなっている。

漁業者

資料2-1（第一案）はなるべく危険が少なくなるように考えられている。何回も言うようだが、赤の区域は小田原漁港の船、全船に言えること。

漁業者

そもそも、暗い時に出てきたら駄目なのだが、暗い中釣りしている人がいる。走行注意、走行禁止というより、いること自体が危ない。

事務局

港の出入口、制限のかかるエリアはある程度時間の制限をする理由が立つという事で時間を示した。

大前提として暗い時間に出るのはやめましょうということは看板素案やチラシ案にも記載してある。

海洋性レクリエーション関係者

看板に関してだが、日本語だけでなく外国語でも表記があると良い。

事務局

看板だと併記にすると、文字のスペース的に入るか分からない。

行政関係者

進入禁止エリアなど、エリアの名称だけでも英語表記があったらよいのでは。あとは色である程度分かるのでは。

海洋性レクリエーション関係者

看板に関してはそれでいいと思うがリンク先のホームページは中国語など、多言語で作っても良いと思う。

事務局

ホームページに入っていただくと、言語の切り替えボタンがあり、例えば英語を選択すると自動翻訳される。外国人の方のスマートフォンであれば英語モードなった状態で閲覧できる。

黄色のエリアの範囲についての議題に戻したい。

この範囲について、利用者の方で意見があれば頂きたい。

海洋性レクリエーション関係者

実際の話、規制がないのがレジャー側からすると一番良い。一方で絶対的に規制が必要だとも感じている。事故が起こると漁業者の方も責任を負うことにはなる、事故が続くと次は禁止、という話には絶対になるので、我々の釣り場を守るという観点から見れば規制は必要。

では規制の範囲をどうするのか、とう話になり1案と2案が出された中で、2案になれば私たちはありがたい。

行政関係者

1案と2案（資料2-1、2-2）の違いは、夜間いけるかいけないかということなのか。

事務局

走行注意エリアの範囲の違い。夜間ではなく、早朝、例えば6時ぐらいに、入れるエリアが多いか少ないか。

海洋性レクリエーション関係者

1案（資料2-1）の黄色（走行注意エリア）になっているところは、実は釣りのポイントが沢山ある。

漁業者

緑のエリアだったとしてもどこでもやっていいという意味ではない。お互いに歩み寄ろうと言っておいて、ブイより陸側はちょっとくらいやってもよいと言えば、このエリアでも早朝からやりたいと要求が多すぎる。

海洋性レクリエーション関係者

黄色のエリアは朝であれば7時までは入れないという時間制限があるだけで、なおかつ安全上という意味では黄色は広い方がいいのではないかな。全く禁止されているエリアではないので、衝突事故を極力減らす意味で黄色のエリアは広くてもいいのではないかなと私は思う。

事務局

他に何かあるか。レジャーの方いかがか。

海洋性レクリエーション関係者

刺網の話で、ブイの陸側はそれ程支障が無いという意見をいただいたが、それは文面には載らない。暗黙の了解というところで、黄色の部分は刺網が入っていることがあるがブイから陸側なら引っかからないということで、グレーの部分を残してくれたらありがたい。看板では黄色のエリアの制限事項のルールは示すけれども、曖昧な部分を残しグループ内のローカルルールとしては話し合えればよいのではないかな。

漁業者

そもそのこの「走行禁止・注意」というのは最初に言ったとおり「走行」ではなく釣りをしてほしくないエリア。

黄色のエリアの大小に関わらず、そこには刺網など何かしらの漁業手段が講じられている。だから走行注意でなく、違う表記がないか。

事務局

赤については「進入禁止エリア」という表現にという話が出た。現在黄色は「走行注意」としているが、これについての表現に関しても、何か適当なものがあれば。

海洋性レクリエーション関係者

「進入禁止」に合わせ「進入注意」に統一するのはどうか。要は夕方 15 時から翌朝 7 時までは進入禁止になる。

漁業者

一般の人がこの看板の緑色のエリアを見たときに、信号の緑と同じで網に配慮しないで良いと思われないか。自分の都合のいい方の解釈をするのではないか。

事務局

気持ち的にはどこでもやって欲しくないというのは漁業者としてあると思うが、トラブルを回避するためなので、どういう表現が分かりやすいのかというところを今考えたい。

黄色のエリアについて「進入注意エリア」という表現でよいか。

(異議なし)

黄色のエリア（進入注意エリア）の範囲について、今一度議論したい。

海洋性レクリエーション関係者

資料 2-2 で狭くしたのは、資料 2-1 の案で広いもの提案した時に、これでは定置網の方行く恐れがあるのではないかという意見があって、黄色の範囲を狭くする方が全体的な目で見たらトラブルは少ないのではないか、ということだったと認識する。

そうすると、漁業者としてどちらが良いかという話なのではないか。

漁業者

定置の人と刺網は違う。相反する意見になる。

漁業者

この第 2 案、資料 2-2 で黄色が狭められた緑になったエリアはヒラメを一生懸命取ろうとしているエリア。刺網漁師としては 2-1 が良い。

海洋性レクリエーション関係者

今の話を整理したことを地図に書くとする、資料 2-2 で緑のところにブイを示す丸をいくつか描いて、ブイから沖は黄色だが、上から見た赤のエリアとの間は良い、ブイより陸側は釣り場として認めるといった表現はできないか。

漁業者

気持ちはわかるが、表記として結構ぐちゃぐちゃになる。

事務局

そもそもの原点に戻ると衝突回避の観点で、真鶴方面に行く船の往来が激しいということ、広く黄色のエリアを取っていたがその点はいかがか。

漁業者

小田原方面（酒匂）と片浦方面（真鶴）に行く船しかない。あとは真沖に行くのは今の時期はマグロの遊漁船。あとは蓄養水面（漁港の駅 TOTOCO 小田原付近）のところの出入りを道みたいに書いたらどうか。

漁業者

線を書いたら色々なケースがあるから難しい。

事務局

黄色のエリアは狭くて良い、特に走行することの多い航路を線で書いてあげたら良いということか。

漁業者

黄色の範囲は広いままで、往来が激しい航路を図に落とすイメージ。

行政関係者

漁業者の方とレクリエーションをやられる方の歩み寄りが必要になってくる。資料 2-1 の案で、早川と小田原地区は決めるのが良いと思うが、利用者の方の意見はどうか。

海洋性レクリエーション関係者

私はほとんど早川から出ない形になるが、安全を守るために活動はしていく。ルールが決まったら SNS でのグループ内でも周知する。ただ、しっかりと守られるかどうかはやってみないと分からない。

漁業者

なぜ守れないと思うのか。

海洋性レクリエーション関係者

海に出たら右側に出ると定置網がありほとんど釣り場がない。夜明け直後に出たい気持ちがあるが、黄色のエリアは夜明け直後は入れないので 800m 沖の（共同漁業権外）に行ったところからが釣り場になる。

漁業者

出航して、例えば東へ向かう漁船は朝早いうちにいると見えづらい。

暗いうちにいてもらわれると困る。通年で朝 7 時から夕方は 3 時ぐらいまでならまだ明るい。

行政関係者

「海に出る前に」という項目で、暗い時間には出ないといった言葉入れる。ただ日の出の時間は夏と冬で変わるので、そこはレジャーの方も日の出からはスタートしたいだろうから、漁港周辺については、事故回避のために時間制限があることはご理解いただくということで良いか。レジャーの方は資料 2-2の方がいいのは分かるが、今回せっかくこういう場を設けた中で、全てを禁止しているわけではない。資料 2-1 の案でご理解いただければと思う。

漁業者

そのような形にしてほしい、お願いします。事故を起こさない、その確率を低くすることを願っている。

事務局

ありがとうございました。それでは資料 2-1 の中で、文面等を直すという形で固めさせていただきたい。

(3) その他

今後のスケジュールについて、資料 4 を基に事務局から説明。

次の質疑があった

漁業者

参考人の方が SUP のグループに 65 人程、それ以外を含めると 100 人以上の人と繋がり

があるといっていたが、今回の懇談会の話皆さんに知ってもらうような方法があるのか。

海洋性レクリエーション関係者

ある。Instagram や Facebook と呼ばれる SNS。そちらにも地名を入れて、地図を出してローカルルールの周知は可能。

その後、事務局から後日の、会議事録案と看板の修正案を皆様に確認いただきたい旨を伝え閉会とした。